

# 東地区地域包括支援センター便り 第7号

平成25年5月15日発行

～ 日南市 四包括支援センター合同介護支援専門員研修会開催 ～



2月16日（土）日南市内のケアマネジャーの研修会を開催しました。

テーマは「専門職としての連携の在り方」であり、講師の社会福祉士・福祉教諭の明石二郎先生より、連携する為のポイントや方法を学びました。

55名の参加があり、参加者の声として「わかりやすく、内容の濃い研修でした」

「良かった！専門職としてのあり方を考えさせられました」

「明石先生で第二弾を！」と、皆さん好評でした。



このように勉強会を行い、ケアマネジャーとしての質の向上を図っています。

## — 東地区の事業所紹介 —

第5回目は 《特別養護老人ホーム 昭寿園》 様です。  
入所等に関するご相談はお気軽にご連絡ください。

電話 0987-23-1045



当園は創立40年を迎え、親、親戚の方々  
が利用して、それが縁で入所された方  
が増えてきました。

平均介護度が4.2と高く又経管栄養者が  
全体の2割弱と重度化対応のケアを  
提供しています。

ユニット型個室はもとより、多床室も  
ユニット毎に利用者様と職員とが馴染み  
のある関係で個別ケアの向上とリスク  
回避に努めています。

食事・栄養に関する問題点を多職種で  
検討し経口摂取の維持に努め栄養ケア  
計画に沿って対応しています。

充実した口腔ケアを提供し誤嚥性肺炎予防と、食事のおいしさを味わえるように支援します。

リハビリは作業療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し、日常生活の中での生活リハ  
と合わせて残存機能維持に努めています。

職員は20歳代から60歳代まで幅広く、男性介護スタッフも2割を占めている状況です。  
国家資格等取得に向けて園で支援を行い、介護福祉士の有資格者は90%に達しています。  
園訓の「笑顔、和、真心」の精神で利用者様に接するよう心がけています。

《悪質な訪問販売にあってしまっただ…》

訪問販売の場合、消費者は契約者（申込書）受領後8日以内であれば無条件で契約の解除が出来ます。これがクーリング・オフ制度です。

原則として、訪問販売や電話勧誘販売等において購入したすべての商品と役務がクーリング・オフの対象となります。



ただし、以下の場合はクーリング・オフ出来ません。

- ・3,000円未満の商品を購入し、その場で商品と引換に代金の全てを現金で支払った場合
- ・化粧品、健康食品などいわゆる消耗品で使用や消費してしまった場合
- ・乗用自動車
- ・葬儀等

クーリング・オフの方法は…

クーリング・オフする旨を書面に書いて事業者へ送付します。

★ハガキの場合（簡易書留で）

切手	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
簡易書留	〇〇株式会社 御中
契約者住所 契約者氏名	代表取締役 〇〇〇殿

（表面）

契約解除（申込み撤回）通知	平成〇年〇月〇日
契約（申込）	〇〇〇円
商品名	〇〇株式会社
契約金	担当者〇〇
販売業者	〇〇株式会社

右の契約を解除（申込みを撤回）します。（なお、支払い済みの〇〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。）

（裏面）

★内容証明郵便の場合

平成〇年〇月〇日	契約解除（申込み撤回）通知
なお、商品は、引き取りの上、支払った〇〇〇円を返金して下さい。	契約者氏名
（商品名）の購入契約（申込み）を「特定商取引に関する法律」に基づき解除（撤回）します。	電話・氏名
平成〇年〇月〇日付で貴社と締結した（に申し込んだ）	印
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
代表取締役 〇〇殿	〇〇〇〇〇〇

内容証明郵便について：用紙は3枚複写、1枚に20字詰め26行以内「確実に発信した」という証拠にする為に控えを保管しておきましょう。

分からないことがある場合には…

宮崎県消費生活センター 0985-25-0999  
 日南市役所 総務部 危機管理課 0987-31-1125  
 日南市東地区地域包括支援センター 0987-23-6099



へご相談下さい。